

# セーフティネット保証4号と危機関連保証 認定の例外について

通常：『創業後3か月以上、1年1か月未満の企業』 ⇒認定の対象となりません。

例外：この度の令和2年度新型コロナウイルス感染症の影響を受けた者に係る認定においては以下の要件を満たすことで『認定の対象』となります。

(1)『直近1か月の売上高等』が『直近1か月を含む最近3か月の平均売上高等』と比較して、『各基準』以上に減少していること。(直近1か月の実績値 対 直近3ヶ月の実績値 比較)

(2)直近1か月の売上高等が、令和元年12月の売上高等と比較して各基準以上に減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が令和元年12月の売上高等の3倍と比較して『各基準』以上に減少することが見込まれること。

(直近1か月の実績値 対 令和元年12月の実績値 比較)

かつ

(直近1か月の実績値+その後2か月の予測値 対 令和元年12月の実績値の3倍 比較)

(3)直近1か月の売上高等が、令和元年10月から12月の平均売上高等と比較して、『各基準』以上に減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が令和元年10月から12月の売上高等と比較して『各基準』以上に減少することが見込まれること。

(直近1か月の実績値 対 令和元年10月～12月の実績値合計÷3 比較)

かつ

(直近1か月の実績値+その後2か月の予測値 対 令和元年10月～12月の実績値 比較)

※各基準:セーフティネット保証4号は▲20%、危機関連保証は▲15%。